

## 開発審査会基準第7号

### 市街化調整区域にある既存工場のやむを得ない拡張

市街化調整区域にある既存工場が、主として事業活動の効率化又は質的改善を図るため、やむを得ず工場を拡張するための開発行為又は新築、改築若しくは用途の変更で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 市街化調整区域にある既存工場が、主として事業活動の効率化又は質的改善を図るためやむを得ず敷地を拡張する場合であること。
- 2 既存工場は、次の各号のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 市街化調整区域決定前に建築された後、申請者が10年以上適正に操業しているもの。
  - (2) 平成12年5月19日の都市計画法改正前の法第43条第1項第6号ロの規定に基づく既存宅地確認を受け建築された後、申請者が10年以上適正に操業しているもの。
  - (3) 都市計画法の許可を受けた後、申請者が10年以上適正に操業しているもの。
- 3 拡張部分は既設工場の隣接地で、既存工場の規模以下かつ1ヘクタール未満であること。
- 4 周辺の土地利用上支障がなく、周辺の環境条件に悪影響を及ぼさないものであること。
- 5 申請に係る建築物は、自己の業務の用に供すること。
- 6 開発行為又は新築、改築若しくは用途の変更を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

#### 付 記

本基準に該当するもののうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のものは、開発審査会の議を経たものとみなす。

市長は、許可したものについて後日開発審査会に報告するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成12年4月6日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

## 開発審査会基準第7号の運用基準

- 1 申請地は、敷地を拡張する部分とする。
- 2 基準前文にある「主として事業活動の効率化又は質的改善」とは、新築する工場等によって、既存工場の作業工程、輸送等の効率化、環境負荷の低減、周辺的生活環境の保全及び向上等の質的改善が図られることをいう。
- 3 基準第3項に規定する「隣接地」とは、原則として既設工場と2.0メートル以上を接し、かつ、その部分により事業活動の効率化又は質的改善を図ることができる土地をいう。
- 4 基準第3項に規定する「既存工場の規模」とは、基準第2項にある工場の建築敷地の面積をいう。
- 5 この基準の許可を受けて10年に満たない敷地がある場合は、申請地の面積とこの基準の許可を受けて10年に満たない敷地面積の合計を前項に規定する既存工場の規模以下かつ1ヘクタール未満とする。

### 附 則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。